

## 第12回政務調査費に関するワーキング概要

日時：平成21年3月18日（水）13：10～13：40

場所：議事堂6階602会議室

出席議員：田中博議員（座長）、前野和美議員（副座長）、藤田泰樹議員、服部富男議員、中嶋年規議員、萩原量吉議員、今井智広議員、藤田正美議員

前回までに決定し、今回ガイドラインを修正する事項を再度確認した

### 1. 有料道路領収書について

- ・平成20年度分から証拠書類として添付することとする
- ・添付する書類

現金払の場合：領収書を旅費等支出計算書の下部余白又は、次ページにA4白紙に貼付する

ETC利用の場合：利用区間と金額が明示されている高速道路会社等が発行する利用証明書又は利用区間と金額が明示されているクレジット会社が発行する請求明細書を一括して収支報告書の最後のページに添付する

クレジット会社が発行する請求明細書については、平成20年度分に限り、利用区間のうち出口、又は入口のIC名のみ表示されているものでも可とする。

### 2. 備品について

#### 備品の定義

三重県会計規則に基づくもの

- ・購入価格又は評価額が5万円以上のもの
- ・パソコン、サーバー及び外付け型記憶装置については、5万円未満のものを含む

#### 政務調査費への計上方法

備品購入については、所有権や備品管理等複雑な問題が多いことから政務調査費への計上は慎重に判断することとする。なお、どうしても必要な場合は、所有権や備品管理等の問題が発生しないリース契約が望ましい。

#### 政務調査費に計上できる備品

- ・政務調査活動に直接必要な事務用機器に限る
- ・汎用機種とし、極端に高価なものを除く

#### リース契約の場合

- ・ 政務調査活動での使用頻度により按分
- ・ リース契約書の写しを証拠書類として収支報告書に添付

#### 購入の場合の計上方法

- ・ 所得税法上の耐用年数を議員残任期で月数按分し、かつ政務調査活動での使用頻度により按分する。
- ・ 政務調査費への計上月数未満で議員を辞する場合又は、当該備品を処分する場合は、政務調査費計上額のうち残月数相当額を返還することとする。ただし、購入月、辞職月又は処分月は使用していたものとみなす。

(例)	任 期	H19.4 ~ H23.4
	購入時期	H20.7
	議員の残任期	34 ヶ月 (H20.7 ~ H23.4)
	購入金額	100,000 円
	耐用年数	4 年 (48 ヶ月)
	政務調査活動での使用頻度	50% の場合

#### ア.H20 年度政務調査費計上額

$$100,000 \text{ 円} \times 34 \text{ ヶ月} / 48 \text{ ヶ月} = 70,833 \text{ 円}$$
$$70,833 \text{ 円} \times 50\% = \underline{35,416 \text{ 円}} \cdots \text{計上額}$$

#### イ.H22.10 議員辞職した場合

$$35,416 \text{ 円} \times 6 \text{ ヶ月} / 34 \text{ ヶ月} = \underline{6,249 \text{ 円}} \cdots \text{返還額}$$

#### 購入の場合の留意点

- ・ 政務調査費で備品を購入した場合は、会派及び議員において台帳により整理し、写しを議長に提出する。
- ・ 会派及び議員は、政務調査費を充当して購入した備品を処分等する場合は、その旨を議長に届け出ることとする。  
これは、耐用年数を経過した場合であっても同様とする。

### 3. 事務所費等について

政務調査の事務所と、同一住所の政治団体が複数存在する場合においては以下のとおりとする。

#### 事務所費

ア. 事務所賃貸料は政治団体数と政務調査の事務所の合計数で按分

イ. 事務所賃貸料を議員において説明できる合理的理由によりア以外の方法で按分した場合は、按分の根拠となる合理的な理由を別紙にまとめ添付する。

#### 事務所関連経費

ア．光熱水費等の維持管理費及び事務所関連経費は、政治団体の活動実態に基づき、議員において説明できる合理的理由により按分。この場合、按分の根拠となる合理的な理由を別紙にまとめ添付する。ただし、合理的理由が無い場合は政治団体数と政務調査の事務所の合計数で按分

留意点

ア．政務調査費と政治団体とで経費を按分した場合は、政治団体の収支報告書にも計上されている必要があることにも留意する。

#### 4．ガイドラインの改正について

上記1～3の事項について、ガイドラインの改正にあたり協議を行った。  
有料道路領収書について

- ・クレジットカード会社が発行する請求明細書は、議員本人以外のものを提出するわけが無いので、「本人名義に限る」との表記は必要ないのではないか。
- ・「本人名義に限る」が明記されていなくても、本人名義のものに限ることには変わらないので削除する。
- ・秘書の運転で秘書のETCカードを利用した場合どうなるのか。
- ・秘書の車を利用した場合でも、議員本人が出張する場合は、議員本人のETCカードを使用すればよい。

事務所費等について

- ・賃貸借料についても、議員において説明できる合理的理由がある場合は、事務所の合計数で按分しなくてよいのではないか。
- ・そのことが明確になるような表現に改める。
- ・自宅を政務調査等の事務所と併設している場合は、賃借料は発生しないが、維持管理費について、まず1/2で按分することも忘れないよう明記する必要がある。

#### 5．その他

- ・本来、政務調査とは何か、という根本論を議論する必要があるのではないか。
- ・政務調査費は地方からの働きかけで法制化され、全国議長会の考え方を参考に各議会でルールを作ってやってきている。広報費も認められるものとして、政務調査活動を行っている。
- ・そもそも政務調査活動とは何か、という根本論も大事であるが、ワーキングでは荷が重過ぎる。